

平成27年11月11日

関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領及び物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止の概要	
1 指名停止措置対象業者名及び住所	別紙「指名停止措置有資格者一覧」のとおり
2 指名停止の期間	別紙「指名停止措置有資格者一覧」のとおり
3 指名停止の理由	別紙「指名停止措置有資格者一覧」のとおり

<工事請負契約指名停止等措置要領>

「別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準」

措置要件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヶ月以内

「別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」

措置要件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く)	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

<物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領>

「別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」

措置要件	指名停止の期間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方支分部局等の管轄区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上9ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局 経理課 専門官(契約適正化)

電話:027-210-1149

指名停止措置有資格者一覧

指名停止措置対象業者名	住 所	指名停止の期間	指名停止の理由
有限会社川島林業 代表取締役 川島正利	福島県大沼郡会 津美里町東尾岐 字村中乙1094 8	平成27年11月11 日～平成27年12 月10日(1ヶ月)	福島県が発注した測量で会津若松区検 察庁は、高さが21mの崖で墜落により労働 者に危険を及ぼすおそれがあったにもか かわらず、防網を張ったり安全帯を使用さ せるなど、墜落防止措置を講じなかったた め労働安全衛生法第21条第2項及び労働 安全衛生規則第519条第2項に違反すると して、平成27年7月30日、当該業者及び代 表者を公訴提起したため。 このことは、「工事請負契約指名停止等 措置要領」(昭和59年6月11日付け59林 野経第156号)別表第1第8号(安全管理 措置の不適切により生じた工事関係者事 故)に該当することから、指名停止処分を 行った。
テーケー・アクティブ株式会 社 代表取締役 嵯峨國雄	宮城県仙台市青 葉区郷六字屋敷 4-22	平成27年11月11 日～平成28年2 月10日(3ヶ月)	秋田県仙北市が発注した廃棄物最終処 分場の管理業務で平成27年9月28日代表 取締役が秋田県警に贈賄容疑で逮捕され たため。 このことは、「物品の製造契約、物品の購 入契約及び役務等契約指名停止等措置 要領」(平成26年12月4日付け26林政政 第338号)別表贈賄及び不正行為等に基づ く措置基準の第4号(贈賄)に該当するこ とから、指名停止処分を行った。
株式会社横浜オペレーション 代表取締役 宮舘 卓	神奈川県横浜市 保土ヶ谷区岩井 町15-3	平成27年11月11 日～平成28年2 月10日(3ヶ月)	平成27年9月17日建設業法第28条第1項 第3号に該当すると認められるとして、関東 地方整備局長が監督処分を行ったため。 このことは、「工事請負契約指名停止等 措置要領」(昭和59年6月11日付け59林 野経第156号)別表第2第13号(建設業 法違反行為)に該当することから、指名停 止処分を行った。 なお、監督処分の理由は平成24年11月 10日、下請けの作業者が廃材撤去等の 作業中、傷害で4日以上休業したにもか かわらず下請け事業者と共謀して労働者死 傷病報告書を提出しなかった。また、平成 24年12月4日、配管解体作業の従事者 が傷害で4日以上休業したが労働者死傷 病報告書を提出しなかった。